

三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付要綱

令和 6 年 1 月 24 日
施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、三鷹市福祉 Labo どんぐり山条例（令和 4 年三鷹市条例第 25 号）の趣旨に沿って高齢者福祉の発展及び向上に取り組む団体等に対して、研究開発に要する経費の一部を補助することにより、その成果が三鷹市の高齢者福祉に貢献し、市民生活を豊かにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究開発 技術の高度化又は実用化、新たなサービスの開発、付加価値の向上等につながる調査、検証等を伴う活動をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校その他市長が認める団体及び機関をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第 1 条の目的に合致する研究開発に取り組む企業又は大学等とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 研究開発の成果が高齢者福祉に貢献し、市民生活を豊かにする取組であり、特定の者のみが成果を享受できるものではないもの
- (2) デジタル技術等最新の技術の活用や民学産公の連携により実施されるもの
- (3) その他前 2 号に準ずるもの

2 補助対象事業は、当該年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）に行う事業とする。ただし、複数年にわたる事業の場合は、継続した 3 年間を限度に補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第 5 条 前条に定める補助対象事業の対象経費は、別表に掲げる経費とする。

(補助金の交付額)

第 6 条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の 4 分の 3 以内の額又は補助限度額 50 万円のいずれか低い額で各年度の予算の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、補助対象事業の研究開発の成果が高齢者福祉における地域課題の解決に特に貢献すると市長が認めるときは、補助限度額を 100 万円とすることができる。

2 前項の規定により得た金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前 2 項の規定は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により継続した 3 年間を限度に助成対象事業とした場合における 2 年目以降の補助金の交付額について準用する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 事業実施計画表

(3) その他市長が特に必要と認める資料

2 前項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

3 第4条第2項ただし書の規定により継続した3年間を限度に助成対象事業とした場合における補助金の交付申請は、年度ごとに行わなければならない。

（審査会の設置）

第8条 市長は、次条に規定する補助金の交付決定の審査のため、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は、審査会を開催して当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認め、交付を決定したときは、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。ただし、第4条第2項ただし書の規定により継続した3年間を限度に助成対象事業とした場合における2年目以降の申請については、審査会の審査を省略することができる。

2 市長は、補助金の交付決定に当たって、補助金の交付目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第10条 前条により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金変更等承認・不承認通知書（様式第5号）により承認を受けなければならない。

(1) 補助額に変更が生じるとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書に基づき、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定を受けたときは、市長に三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）を提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金の請求を受けたときは、当該請求に係る書類等の内容を審査し、適当と認めるときは当該請求者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、補助金額の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業実施計画表に従って補助事業者が補助対象事業を行っていないと認めるとき。
- (4) 補助事業者の都合により補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し三鷹市福祉 Labo どんぐり山研究開発事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により通知する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金額の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対しその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 18 条 前条第 1 項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が、返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に優先的に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金等の一時停止等)

第 20 条 市長は、補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整備保管、調査等)

第 21 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

3 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 12 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

経費区分	内容
研究開発費	研究開発に要する経費（ただし、補助対象者の製品、システムその他の使用に要する経費でないことを客観的に証明できるものに限る。）
物品購入費	材料及び消耗品の購入等に要する経費（ただし、パソコン、タブレット端末その他の通常業務又は運営に使用できる汎用性の高い物品を除く。）
外注費	研究開発の一部を外注する場合に要する経費 (1) 外注費は、対象経費の 4 分の 1 の額を上限とする。 (2) 外注の再委託は認めない。
その他市長が必要と認める経費	施設、物品等の賃借料、郵便料、運搬費、印刷費その他の研究開発に直接資する経費